

垂水市・株式会社LIFULLによる地域活性化に関する包括連携協定書

垂水市（以下「甲」という。）と株式会社LIFULL（以下「乙」という。）は、関係人口の創出及び移住・定住・二地域居住の促進、子育てと仕事の両立及びワークライフバランスの促進、地域課題解決人材等の採用及び育成、並びに空き家、空き店舗及び空き遊休施設（以下「空き家等」という。）の利活用を通じて、相互に協力及び支援し、豊かな地域の未来を創造するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙の二者が連携を図り、それぞれの資源を有効に活用し、以下の各事項を達成することを目的とする。

- （1） 甲への関係人口の創出及び移住・定住・二地域居住の促進
- （2） 子育てと仕事の両立及びワークライフバランスの促進
- （3） 地域課題解決人材等の採用及び育成
- （4） 民間のノウハウを活かした持続可能な空き家等の有効活用及びマッチング機能の構築

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に連携及び協力し、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1） 甲への関係人口の創出及び移住・定住・二地域居住の促進に向けた情報発信に関すること。
- （2） 子育てと仕事の両立支援及びワークライフバランスの促進、並びにデジタル人材育成の推進に関すること。
- （3） 地域課題解決人材の採用・育成に関すること。
- （4） その他地域の活性化に関すること。

（連携・協力事項の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが前条に規定する連携・協力事項の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日 までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに、甲又は乙のいずれからも異議の申入れがないときは、1年更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（秘密情報の保持及び取扱い）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た相手方の業務上の秘密情報及び個人情報（以下総称して「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾がない限り、外部に漏らし、第1条に定める目的以外に利用してはならない。

2 甲及び乙は、善良な管理者の注意をもって、秘密情報を管理しなければならない。

3 甲及び乙は、秘密情報が漏えいした場合又はそのおそれが生じた場合は、直ちに相手方に対し情報の内容、流出経路及び流出範囲等を報告し、相手方の指示に従い、秘密情報の回収等適切な措置を講じて損害の発生及び拡大防止に努めなければならない。

4 甲及び乙は、本協定が終了したとき、又は相手方が要求したときは、相手方の指示に従い

（その他）

第6条 その他本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議し、その都度定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和8年3月30日

甲 鹿児島県垂水市上町114番地

垂水市

市長

尾脇雅弥

乙 東京都千代田区麹町一丁目4番地4

株式会社LIFULL

代表取締役

伊東祐司